

市	都	街	商	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

## ●社会資本整備総合交付金（バリアフリー環境整備促進事業）

### 1. 支援策の概要

バリアフリー法（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」）に基づく建築物のバリアフリー化等の環境整備の促進を図るため、基本構想の策定、及び基本構想等に従って行われる動く通路、スロープ、エレベーター等の整備に対し支援を行います。

### 2. 支援策の内容

#### (1) 対象者

地方公共団体

独立行政法人都市再生機構

民間事業者等

協議会\*

※：社会資本整備総合交付金の枠外で直接補助

#### (2) 対象地域

- ① 三大都市圏の既成市街地等
- ② 人口5万人以上の市
- ③ 厚生労働省事業等の実施都市
- ④ 一定の要件を満たす中心市街地

#### (3) 交付対象

- ① 市街地における道路空間等と一体となった移動ネットワークの形成
  - 基本構想の策定
  - 基本構想等に基づく以下の移動システム等の整備
    - ・屋外の移動システム整備（スロープ、エレベータ等）
    - ・建築物の新築、改修に伴う一定の屋内の移動システム整備  
（市街地空間における移動ネットワークを形成するものに限る。）
    - ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース  
（広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ、身障者用駐車施設等）
    - ・移動案内装置の設置
- ② 不特定多数の者が利用する建築物の整備
  - バリアフリー法認定特定建築物に係る以下の整備費
    - ・屋外の移動システム整備（建築物敷地内の平面経路に限る。）
    - ・屋内の一定の移動システム整備（特別特定建築物の用途（但し、店舗、飲食店、ホテル等専ら商業用に供するものを除く）に至る経路に係るものに限る。）
    - ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース  
（広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等）
    - ・移動案内装置の設置

#### (4) 交付率

1/3

### 3. 問合せ先

国土交通省 住宅局 市街地建築課

phone 03-5253-8111(内線 39-654) fax 03-5253-1631